

議事1)

【規約・委員名簿】連絡協議会(改正案)

委員名簿の一部改正について

【改正内容】

中日本高速道路株式会社東京支社と八王子支社の再編に伴う変更

- ・ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部
→ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部
川崎道路管制センター
- ・ 中日本高速道路株式会社 八王子支社 高速道路事業部
→ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部
八王子道路管制センター

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、各組織で取り組んでいる内容を踏襲し、従来とは異なる手法も取り入れながら取り組みを展開するため、大型車両の走行の安全性や重量違反車両の取締に関する知見について、情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、関東地方整備局 道路環境対策技術分析官が務め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(部会の設置)

第6条 連絡協議会は、座長の招集により部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課が行うものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成28年1月29日から施行する。

(平成29年9月14日 一部改正)

(平成30年7月13日 一部改正)

(令和 2年7月20日 一部改正)

(令和 4年8月 4日 一部改正)

(令和 5年8月 2日 一部改正)

(令和 7年7月 日 一部改正)

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」について

1. 設立趣旨

昭和30年代を中心とした高度経済成長期に一斉に建設された道路ストックが高齢化し、建設後50年を経過する割合が増加する中、今後さらに道路構造物の老朽化が進みます。平成24年には中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板崩落事故が発生し、9名の尊い命が犠牲となる大事故が発生しました。これを契機に道路構造物の高齢化の現状に警鐘が鳴らされ、道路インフラ全体の危機として認識が改められました。

道路の老朽化問題を受け、適切な道路の維持管理及び修繕を行っていくとともに、いかに既存の道路ストックを守り、長寿命化させていくか検討する必要があります。

その中で、道路の劣化に対し大きな影響を与えるとされる重量を違法に超過した大型車両への抜本的な対策が重要視されています。道路構造物の保全および交通の安全を確保するために、道路法第47条第1項に基づく一般的制限値を超える車両（以下、「特殊車両」という）については、道路管理者による許可制度（特殊車両通行許可制度）が設けられています。しかしながら、制度を無視した悪質な無許可車両による走行が後を絶たないことから、平成26年5月9日に発表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に示された「基準の2倍以上の重量超過違反車両の即告発」という制度が翌年2月23日から運用されています。

大型車両の適正かつ安全な走行実現のために道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、情報共有や意見交換を行って、こうした現状を改善するためには、運送事業者や荷主をはじめ、ひいては社会一般まで特殊車両通行許可制度を浸透させていくことが重要です。また、従来の個々の取組みを融合・発展させて、広報を中心としたより良い取組みを継続することも重要です。

このため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的として、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立するものです。

なお、本連絡協議会は特殊車両の通行需要が非常に高い東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県を管轄する関係組織によって構成します。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会委員 名簿

(順不同)

○関係企業団体

- ・ 一般社団法人 千葉県トラック協会
- ・ 一般社団法人 東京都トラック協会
- ・ 一般社団法人 神奈川県トラック協会
- ・ 一般社団法人 埼玉県トラック協会
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 千葉支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 東京支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 神奈川支部
- ・ 埼玉クレーン協会

平成 29 年 9 月 14 日改正

平成 30 年 7 月 13 日改正

令和 2 年 7 月 20 日改正

令和 4 年 8 月 4 日改正

令和 5 年 8 月 2 日改正

令和 7 年 7 月 日改正

○関係行政機関

- ・ 警視庁 交通部
- ・ 千葉県警察本部 交通部
- ・ 神奈川県警察本部 交通部
- ・ 埼玉県警察本部 交通部
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車交通部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車監査指導部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部

○道路管理者

- ・ 国土交通省 関東地方整備局 道路部
- ・ 千葉県 県土整備部
- ・ 東京都 建設局 道路管理部
- ・ 神奈川県 県土整備局 道路部
- ・ 埼玉県 県土整備部
- ・ 千葉市 建設局 土木部
- ・ 川崎市 建設緑政局 道路河川管理部
- ・ 横浜市 道路局 道路部
- ・ 相模原市 都市建設局 土木部
- ・ さいたま市 建設局 土木部
- ・ 東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 川崎道路管制センター
- ・ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 八王子道路管制センター
- ・ 首都高速道路株式会社 保全・交通部